

平成26年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

1 破産法に定められた各制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務上、有用な争点に対する判断がされた判決又は決定があれば御紹介いただきたい。

(1) 否認権を行使する訴え及び否認請求

(2) 担保権消滅制度

(3) 査定申立て

(4) 役員責任査定

(提出理由)

前記各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか、否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務上、有用な争点に対して判断が示されている場合、それを共有することが有益であると考え提出した。

(弁護士会)

(裁判所)

平成26年の各件数は以下のとおり（否認権を行使する訴え及び査定申立てについては概数である。）

(本庁)

(1) 否認権を行使する訴え及び否認請求

否認権を行使する訴え 0件

否認請求 15件

※一件の管財事件で複数件の申立てがあったものを含む。

ア 取下げ 11件 (いずれも手続外で和解)

イ 認容決定 1件

ウ 係属中 3件

(2) 担保権消滅制度 2件

いずれも不許可決定で終了

(3) 債権査定申立て 3件

決定2件, 係属中1件

(4) 役員責任査定 0件

(尼崎支部)

(1) 否認権を行使する訴え及び否認請求

否認権を行使する訴え 1件

一部認容 (協議問題第6問の訴訟参照 控訴中)

否認請求 7件

ア 和解成立により取下げ 1件

イ 相手方と分割合意ができているが, 支払未了につき未済 1件

ウ 一部認容 1件 → 無償行為に対するもの (異議訴訟提起あり)

エ 判断未了 4件

(2) 担保権消滅制度 0件

(3) 債権査定申立て 1件 (判断未了)

(4) 役員責任査定 0件

(姫路支部)

(1) 否認請求 1件

債務者 (破産者) に対する給与差押事件において, 債権者である貸金業者が, 債務者 (破産者) 代理人の受任通知を受領した後も引き続き取立てを行っていた点が偏ば弁済に当たるとして, 管財人が同貸金業者に対して否認請求を申し立てた事案である。裁判外で, 請求金額の約半額を返還する内容で合意し, 当

該否認請求事件は約3か月で取下げにより終了した。

(2) 担保権消滅制度 0件

(3) 債権査定申立て 1件

現在係属中。相続財産の破産事件につき、貸金の破産債権届を行った債権者に対して、管財人が客観的な資料がないとして異議を述べたところ、当該債権者から査定申立てが行われた事案である。

(4) 役員責任査定 0件

(伊丹支部)

(1)～(4) いずれも事例なし

(明石支部)

(1) 否認権を行使する訴え及び否認請求 0件

(2) 担保権消滅制度 0件

(3) 債権査定申立て 1件

証拠書類不足による管財人の異議に対し、査定申立てがあった事例。

破産債権者が証拠書類を追加提出したため、管財人が異議を撤回し、破産債権者も査定申立てを取り下げた。

(4) 役員責任査定 0件

2 被相続人の遺産分割未了の状況で法定相続人の一人が破産した場合の不動産の処理方法

被相続人の遺産分割未了の状況で法定相続人の一人が破産した場合、管財人は相続財産の管理処分権を有することになる。現在は、管財人が当事者となって成立した遺産分割協議について登記申請が認められることになったが、このような事案で、工夫した事例や苦労した事例があれば、意見交換を行いたい。

(弁護士会)

(協議員)

農地の遺産分割が未了であった事案があった。破産者の兄弟に評価額（相続分）を財団に入れてもらい、財団から放棄した。遺産分割協議をしなければならない事案はなかったが、家族から破産者の相続分を財団に組み入れてもらい、放棄するケースが多いのではないか。家族でも不要なものについては、遺産分割協議をしても価値がないので、裁判所と相談の上で財団から放棄するのが一般的な処理方法であると思われる。

（協議員）

市街地に法定相続分があるような事例において、遺産分割をしていると破産事件が進行しないので、現実問題として他の相続人に買取打診を検討する。買っただけであればそれで処理できるが、お金がない者同士の相続でそれができない場合については、法定相続分の共有持分について第三者に譲渡することを検討したこともある。第三者が持分権者となるので、勝手に売ることには抵抗感があれば、他の相続人には「あなた方に優先的に買受交渉権を与えます。それでも駄目なら第三者に売ります。」という方法もある。その上で、全債権者に入札書を発送して持分権を譲渡したという事例もある。

（裁判所・姫路支部）

破産者が居住している亡父名義の不動産（法定相続人は破産者、母、妹）について、管財人が他の相続人に対して買取りを打診したところ拒否されたため、家裁に遺産分割調停を申し立てて、現在係属している事例がある。

（裁判所・伊丹支部）

最近、遺産分割協議が成立した事例がある。遺産分割協議はすぐに成立し、代償金の形で財団組入をしてもらった。

（裁判所・本庁）

登記先例によれば、破産管財人が当事者となって成立した遺産分割協議について破産管財人による登記申請が認められていることなどからすると、破産裁判所としては、相続財産があり、かつ、遺産分割未了の場合は、破産管財人において

遺産分割協議又は相続分の譲渡の検討を行っていただく必要があると考える。そして、破産手続の迅速性の観点からすると、他の相続人に不動産を取得していただき、破産管財人が金銭を得るという方針での遺産分割協議又は相続分の譲渡が望ましいであろう。

もともと、姫路支部の事案のように、他の相続人に買取りを拒絶された場合は、次のような取扱いもあり得るところである。

一つは、破産財団に余裕があり、かつ、当該不動産の換価が容易と考えられる場合は、破産管財人が不動産を取得するという方法である。

また、破産財団に80万円程度の現金・預金があり、かつ、当該不動産の買い手がありそうな場合は、形式的競売をする旨の遺産分割の調停を締結した上で、競売の申立てをすることが検討されてよいであろう。

さらに、破産財団に余裕がない場合は、再度共同相続人に安価で売却することを検討していただくか、破産者に新得財産から破産財団に一定額を組み入れさせた上で財団から放棄することを検討することになるだろう。

3 離婚訴訟中の財産分与（権利者）に対する管財人の関与について

破産手続開始決定（管財事件）時に、破産者が原告となっている離婚・慰謝料・財産分与請求訴訟が家庭裁判所に係属している場合、破産管財人はどの程度関与すべきか。破産管財人の経験談をお聞きしたい。

（出題趣旨－当庁の事案）

財産分与については破産管財人が処分権限を持つとの理解の下に、家庭裁判所へ進行について問い合わせたところ、家庭裁判所は破産管財人に処分権限はないと考えているとの回答であった。

この家庭裁判所の回答は、財産分与請求権者が、これを被保全権利として、分与義務者の有する権利につき債権者代位権を行使できるかという論点につき、離婚によって生ずることのあるべき財産分与請求権は、1個の私権たる性格を有す

るものではあるが、協議あるいは審判等によって具体的内容が形成されるまでは、その範囲及び内容が不確定・不明確であるから、かかる財産分与請求権を保全するために債権者代位権を行使することはできないと判示した最判昭和55年7月11日・民集34巻4号628頁の「いわゆる段階的形成権説」を踏まえると、協議あるいは審判等によって具体的内容が形成されるまでは、行使上の一身専属性があると解するのが相当であるとの見解（条解破産法604頁以下、島岡大雄ほか編「倒産と訴訟」199頁以下（島岡大雄執筆部分））によるものと推測されるが、他方、少なくとも財産分与を求める意思を表示した後については一身専属性ではなくなり（斎藤秀夫ほか編「注解家事審判規則〔特別家事審判規則〕〔改訂〕」146頁（山口幸雄執筆部分））、破産財団を形成するとの見解（「破産の実務Q&A200問」102頁（木内道祥執筆部分）、「個人の破産・再生手続」99頁（木内道祥執筆部分）、野村剛司ほか「破産管財実践マニュアル」95頁）も有力である。

前記のとおり破産管財人に処分権限があるか否かについては見解が分かれている状況の下において、家庭裁判所の前記の回答を受けて、破産裁判所が直ちに財産分与請求権が破産財団に属さないものとして処理することについては、破産債権者の理解が得られるか疑問があるため（特に、財産分与額が多額に上ることが予想される場合には深刻な問題が生じるように思われる。）、破産管財人の経験談をお聞きしたく出題した。

（尼崎支部）

（裁判所・尼崎支部）

離婚訴訟の訴状では財産分与として500万円の支払を請求しており、家庭裁判所が管財人に管理処分権がないと言っているからといってそれでよいか。訴訟法的には当事者本人に管理処分権があったとしても、管財人において利害関係参加等ができると思うが、破産者にとっても、債権者に支払うよりは家族のために残しておいた方がいいということで、非常に安価な金額で和解をするか、又は財

産分与請求を取り下げるのではないかと懸念される場所である。

(協議員)

財産分与の三つの要素のうち、共同財産の清算部分に関しては、管財人が請求できる部分という考えの下で、調停ではなく任意の解決で幾らか支払ってもらい、財団組入をしたことがある。

本問でも、あえて請求内容を区別させた上で、共同財産の清算部分については、管財人が当然のこととして財団の管理処分権があるという主張をし、和解するというのが相当と思われる。

(協議員)

本問は管理処分権があるか否か難しい問題と思うが、財産分与の名目で事前に配偶者に全額財産が移り、その直後に管財人が選任された場合、おそらく管財人としては否認権行使をするか否か検討すると思われる。一方、最高裁判例で、相当な部分の財産については否認権の対象にならないとされている場所である。よって、そのバランス等を見て、個別の金額や財産形成状況などを踏まえながら、関与すべきか否か検討する必要があるのではないか。

(協議員)

単純に一身専属だと考えている。婚姻している夫婦で、妻だけが破産する場合に、夫の財産の半分が財団に属するものとは通常考えない。たまたま離婚協議をしているからといって、財産分与請求権が財団に属するというのはアンバランスな感じがする。単純に財産分与請求なり慰謝料請求が現実化しているか否かで財団に属するか考えるべきであって、そうでなければ一身専属なのだから、調停中や離婚協議中であれば財団に属しないと考えるべきではないか。

(裁判所・本庁)

財産分与請求権の破産管財人による権限行使の点については、複数の見解が存在するが、基本的には、協議又は審判により財産分与の具体的な内容が形成・確定されていなければ、財産分与請求権が破産財団に属すると解することは困難で

あり、破産管財人には管理処分権はないものと言わざるを得ない。

とはいえ、見解の分かれているところでもあり、とりあえず権限行使を試みることも検討されてもよい。また、当事者になるのが無理であるとしても、分与対象財産が高額である場合など、家事事件手続への利害関係参加や人事訴訟手続への補助参加が必要となる場面があることも考えておくべきである。

もちろん、破産財団を増殖させる見地から、分与対象財産を破産財団に組み入れるのを求めること自体は適法であり、管財業務としてはそれを相当とする場合も多いと考えられるし、破産管財人の権限行使を否定する見解に立ったとしても、実質上の共同財産の性質が強いものについては、行使上の一身専属性が否定され、破産管財人の権限行使が可能との説も主張されているところであり、いずれにせよ事案に応じた細やかな対応が必要であると思われる。

疑問があれば、破産裁判所に相談していただきたい。

4 法人破産における従業員の処遇に関する申立人と破産管財人との役割分担について

法人破産においては、従業員全員を即時解雇すべきか否かが悩ましい事案や、即時解雇する場合であっても、事業廃止に伴い社会保険等の手続や賃金立替払請求に必要な手続など、従業員の処遇に関連して様々な手続を履行する必要がある。

そこで、次のような事柄について、申立人と管財人との役割分担について、協議をしたい。

- (1) 従業員を解雇するか否かの判断について
- (2) 解雇する場合における社会保険等の手続について

(提出理由)

(1)について

例えば、破産者に仕掛工事の残務処理がある事案における工事担当者や、売

掛金の内容について精査してもらう必要から経理担当者に残ってもらう必要のある事案等、申立人において即時解雇すべきか、管財人において予告解雇すべきかが悩ましい事案で、申立人側と破産管財人候補者の間、あるいは裁判所も交えて事前協議を行う必要はないか。過去に事前協議を行った事案の有無やその内容、今後の連携の在り方について協議したい。

(2)について

従業員を申立て前に解雇する場合は、それに伴って、①社会保険関係（健康保険、厚生年金保険の資格喪失届等）、②雇用保険関係（雇用保険被保険者資格喪失届等）、③労働保険関係（労働保険確定保険料申告等）等の保険に関する手続が必要なほか、④解雇予告手当算定の基礎となる平均賃金算定などの手続が必要となる。

これらの手続について、申立て前に処理が完了しておらず、破産手続が開始された後に、関係諸機関から管財人に対して未履行となっている手続への協力を要請されることがある。

この点、社員数名の会社であれば、それほど手間は掛からないが、社員が数百人単位の会社の場合は、破産手続開始直後にこれらの事務処理に忙殺される事態が生じることがある。

そこで、申立て前に、前記各手続に漏れがないようにチェックする態勢の確立（例えば、申立書や引継書の記載事項を追加する等）について、これまでの実践例や今後の連携の在り方について協議したい。

(弁護士会)

(協議員)

従業員の解雇に関して、債権者申立ての破産事件で、債務者審尋が1か月以上にわたり継続した後、開始決定直前に管財人として選任依頼があったことから、開始決定後、いきなり現場に行っても、従業員がどういう立場の人か分からないし、解雇すべきなのかどうか、そのまま残して賃金をしばらく払うべきなのか、

悩ましい事案があった。管財人候補者として債務者審尋に立ち会っていれば、解雇するか否かの判断に関しての情報も得られたのではないかと考えられた。

(協議員)

解雇予告手当の支払によって、利益を得る従業員と、利益を得られない従業員が生じるという問題がある。辞める従業員は、破産手続開始決定時に解雇されるので、解雇予告手当として30日分を受け取れることになる。他方、残る従業員は、通常、破産手続開始決定後に予告解雇がされるので、解雇予告手当はもらえない。一月しか残務がないとすると、一月働く従業員は、解雇予告を受けてから働くので、一月分だけの給料がもらえる。結果、同額をもらうにしても、残る従業員は実質ただ働きをするに近い状態になってしまうので、悩むところである。

全員解雇をした上で、破産申立てをし、必要な従業員については管財人が補助者として雇い、アルバイト的にお金を支払うということをお願いしたことがあった。その事案はそれなりの規模の法人事件だったので、破産手続開始決定前に管財人候補者も決まっていた、事前に打合せをし、その扱いを了承いただいたという経験がある。その関係で、破産手続開始決定後半年など残務がある事案なら、悩まなくてよいかもしれないが、多くの場合は破産手続開始後の残務があるのは1か月くらいなので、その点の不公平感が払拭できない限り、残ってもらうことは難しいであろう。ケースバイケースではあるが、一部の従業員だけ残すのは難しく、全員解雇した上で管財人がその一部を改めて雇う方がスムーズではないかと思う。

また、管財人として、従業員の雇用関係が残っているという事例も何度か経験したが、その事例は債権者申立ての破産であるか、あるいは申立代理人との連携がうまくいかない場合がほとんどで、申立代理人の最低限の責任として、労働関係だけはきちんと処理していただきたい。離職票であるとか、社会保険関係の届出などを済ませてから申立てをしていただきたいと思う。開始決定前に管財人候補者として打合せをすることができれば、その点だけはきちんと処理するように

申立代理人にお願いすることができる。管財人に選任されてからだと、右も左も分からない状況で、いきなり従業員を全員解雇といっても、説明が難しいこともあるので、それはできるだけ避けたいし、一定規模の事案であるなら、事前に裁判所から管財人候補者へ情報をいただいて申立代理人に伝えておくのが望ましい。

(協議員)

全員一度に解雇し、必要な従業員だけ再雇用するから、必要な従業員は解雇予告手当と新しい給料をもらえるという理解でよいか。

(協議員)

そのとおりである。その辺が破産財団の増殖の見地、あるいは他の一般債権者の見地からどうかという問題はあるが、それを補って余りあるだけの必要性があるから雇うのであって、結果的には総債権者の利益になり、あえて二重取りに近い形で労働債権の弁済を認めているのが経験的な実感である。

(協議員)

實際上、事業廃止から破産申立てまでタイムラグが絶対に生じる。そうするとその間に、会社が倒産するので解雇予告手当を支払う一方で、事業が終わるのに、破産申立てまで仕事をさせる時に、従業員からすればその間の給料はどうなるのか、という話になる。申立代理人の責任で手当を支払うにしても、その整合性はどうか。

(協議員)

廃業してから一月ほど債権債務関係を整理した上で破産申立てをした事案があり、その間3人ほどの従業員に自分の事務所へ来てもらい、仕事をしてもらったことがある。その事例は、申立代理人報酬の中からその従業員らに対して事務費を支払うという処理をした。それが潜脱的だとか、実質賃金ではないかと言われればそうかもしれないが、基本的にはもっとも優先権のある申立代理人報酬、あるいは申立費用と順位的に優先権がある賃金との話なので、そこは費目を変えてもよいと考えて処理をしたことがある。結局、スムーズに破産申立てができ、か

つ、財団が容易に収集できる状況で管財人に引き継ぐのが申立代理人の役割だと考えるので、ある程度大目に見ていただけないであろうか。

(裁判所・本庁)

(1) について、従業員の解雇については、原則としては申立人において破産手続開始決定前に行うべきものであると考えられるが、残務処理や一定期間の事業継続が考えられる事例においては、従業員の確保の必要があることから、解雇予告にとどめておくことが相当な場合があり、その判断に当たっては事前に破産管財人候補者と協議しておくことが必要であるとの指摘が文献によってされている。

裁判所も交えた協議が必要であれば、裁判所としても、事前協議を行う場を設ける用意はあるので、申立代理人又は破産管財人候補者のどちらからでも構わないので、申し出ていただきたい。

(2) について、解雇に伴う社会保険等の各種手続に漏れがないかチェックする態勢の確立については、本日の協議結果も参考にして今後も考えていかなければならない問題と思うが、本日の議論を通して、改めて破産事件における申立代理人の役割の大きさを共有できたのではないかと考える。今回の議論の内容を弁護士会に持ち帰っていただき、改めて申立代理人の役割を考える機会としていただければ幸いである。

5 管財事件の初期段階における裁判所と管財人（管財人候補者）との間での当該事件処理方針についての認識の共有化の方策について

(出題趣旨)

管財事件の適正かつ迅速な処理を実現するためには、初期段階で、裁判所と管財人との間で、当該事件に関する問題点や予想される管財業務についての認識を共有するとともに、事件の見通しに基づき終局までの事件全体のスケジュールを意識することが有用であると思われる。

実務上は、裁判所が管財人候補者に対して受任の打診を行う際に、事件の概要

や予想される管財業務等（主たる換価業務、否認対象行為の有無、免責不許可事由の有無、対応に注意を要する当事者の有無等）を記載した裁判所書記官作成の事案メモを参考資料として交付している場合が多い。

そこで、まずは、事案メモの記載内容、程度についてどのような工夫が考えられるか、また、裁判所が、事案メモに対する管財人の意見を的確に把握するための方法等について、各庁及び管財人候補者の方々の御意見や御提案をお聞きしたい。

次に、初期段階において、裁判所と管財人とで事件全体のスケジュールを立てるにつき、有用な方策について御意見をお聞きしたい。

（姫路支部）

（裁判所・姫路支部）

本問を提出したのは、裁判所と管財人との間で事件について認識の共有を図ることが重要で、それをどうすべきかというのがスタートであった。

特に支部は、雑多に事件を処理している関係で、破産事件に十分な時間を割くことができない事情もあり、現在ツールとしてある「事案メモ」を少し利用できないかと考えている。事案メモを管財人候補者に交付しているが、管財人候補者から事案メモについて返事をいただいたという過去の経験もあるので、事案メモを利用してやり取りができないかと思ったのが出題趣旨の前段部分である。

後段部分は、事件全体の見通し、スケジュールについてである。今、育成をしている若手弁護士を除いて、裁判所から選任依頼している管財人候補者は、おおむね事案の見通しや事件が大体どの程度で処理ができるか見通しは当然持っていると思うが、それを裁判所がきちんと把握できているのか心もとないところがあるので、何か有用な方策が取れないかと思い、出題した。

（協議員）

事案メモは非常に有益で助かっている。裁判所から問題点が指摘されているので、事件記録を読む際、ポイントを把握でき、指摘事項以外の否認権の対象にな

る財産散逸行為，浪費，財産隠匿などを重点的に確認することができ，引継ぎの際に申立代理人にその点を中心に聴くことができる。

（協議員）

引継ぎで申立代理人からヒアリングをすると，記録に記載されていない事実が時々出てくる。法人事件の場合，管財人になった後に税務や労務関係の資料がなくて処理に悩むことがある。引継資料の中にはチェックが入っているが，実際内容を確認するとかなり不完全で結果として処理が長引いてしまうことがある。事案にもよるが，事案メモをいただいた後，管財人候補者と裁判所とでしっかりコミュニケーションを図り，開始決定前に申立代理人を交えて協議をするのが更に有益だと思う。

（協議員）

後段の問題について，おそらく申立代理人というのは，知識面，情報面において，申立直前が事件を一番よく把握していると思う。ところが，破産申立てをして管財人が選任されると，申立代理人は責任感が薄れていく傾向にある。時間が経過すると申立代理人も事件における問題意識を管財人候補者に伝えられないことがあるので，申立代理人から管財人に引き継ぐための機会を早めに設定した方がよいのではないか。

他方，裁判所と管財人との間の処理スケジュールについて，あまり早い段階で協議しても予定が狂うこともあるので，裁判所との処理スケジュールは開始決定後1か月が経過した後に設定するのがよいと考える。

（協議員）

管財人候補者として書類を検討した時に，資料が不足していて事件全体の内容が把握できない場合とか，あるいは重要な問題について資料が抜けている場合がある。開始決定後は，別の協議員の話にもあったが，申立代理人の責任が薄れている場合があるので，開始決定が出る前に裁判所を通して申立代理人に指示していただくと，早く対応していただけることが多いように思う。

(協議員)

昔は、開始決定前に申立代理人と管財人候補者が打合せをするように裁判所から指示があったと記憶しているが、昨今は、開始決定が出た後で打合せをするのが一般的になっている。裁判所に関与していただければ、もう少し最初の引継ぎがスムーズにでき、後で申立代理人と何度も打合せをする必要がないのではないかと考えている。

(裁判所・本庁)

(1) 前段部分について

通常、破産管財人候補者受任打診の際、「事務連絡」と題する書面で事案の概要を記載している。

破産管財人候補者に対し送付するのは、原則として事務連絡書面と、添付書面として申立書の1枚目・債権者一覧表・財産目録の各写しである。事務連絡に記載するのはおおむね次のとおりである。

ア 事案の種類（法人、自然人、個人事業者、法人代表者の区別）

イ 予想される主な業務内容（資産調査、資産回復、否認権行使、免責調査等）

ウ 受任いただいた場合の連絡事項（申立書副本の手配について、期日型か留保型かについて御相談等）

(2) 後段部分について

ア 当庁においては、債権者申立てに係る事件や大規模事件といった特定の事件に限って、破産開始決定前に破産管財人候補者との打合せを行い、その他の一般的な事件については、書面審理により速やかに破産手続開始決定を行い、その際、破産管財人に特に調査を依頼したい点等を連絡し、おおむね債権者集会の1週間前までに提出される業務要点報告書や債権者集会打合せメモに基づいて債権者集会に臨むこととしており、必要があれば、適宜電話及び面談等により相談に応じているのが現状である（昨年8月以降、訴え提起

許可については必ず面談することに運用を改めた。))。こうした対応の中で、少額管財事件 (S管財事件) は、6か月程度で終局させる旨アナウンスしており、異時廃止事件は6か月、一般的な配当事件は10か月をめどに事件処理をするというコンセンサスができており、統計上もおおむねこれに沿った事件処理がされている (本年1月から8月までに終局した事件の処理期間は、異時廃止事案で約5か月、配当事案で約10か月)。

イ もっとも、破産裁判所としては、当該事件についてどのような調査等が必要か、異時廃止なのか配当事案なのか、その処理スケジュールの見通しはどうか、不動産の任意売却か放棄かの見極めの時期はいつ頃か等の点について、早期に管財人と意思統一をしておけば、一層適正かつ迅速な処理が可能になると思われる。そのための有効なツールとして考えられるのは、破産裁判所と破産管財人の面談である。

ウ 問題は、以上の目的を実現するためには、どの段階で、どのような面談をするのが適切かということであるが、破産手続開始決定から1か月程度で大方の換価業務の全貌が把握でき、どの換価業務にどの程度の時間を要するのか一応のめどが立つと考えられることから、その時期に面談を入れ、さらに、その後の経過報告と第1回債権者集会の打合せを兼ねて第1回債権者集会の1週間程度前に面談を実施するのが適当であろう。現時点における新受、未済件数からすれば、本庁においては、全件についてこうした面談を行うことも可能であるが、事案の性質及び内容 (免責観察型管財事件等) 等に照らすと、全件について実施するまでの必要性があるかについては更に検討を要すると考えている。

エ 若手弁護士の管財人OJTに関連して、初めて又は管財人として選任された弁護士の場合は、破産手続開始の1か月後又は第1回債権者集会の1週間前に面談するほか、終了まで定期的面談を実施することになっているが、今後は、こうした場合だけでなく、事案の内容や管財人の能力、経験等に応じて、

面談の要否，時期，回数等についてフレキシブルな対応をしていきたい。

(3) 最後に，事案メモについては，初期段階において裁判所と管財人候補者との間で意思疎通を図る点では重要なツールと考えているが，申立書及び添付資料だけで把握できる事実関係は限られているため，できるだけ内容を合理化し，速やかに管財人候補者へ事案メモを送付できるように検討したい。

また，面談に関し，支部においても事件を選別して必要な事件に限り面談を利用していくことで効率的に処理していくことも一つの方策ではないかと考えている。

6 申立て前に不相当な任意整理等がされている場合に，任意整理等を受任した司法書士や弁護士に対して損害賠償請求をした例はあるか。

(出題趣旨)

支払不能状態を長期間放置することは債務者にとっても債権者にとっても利益とならず，早期に専門家が関与して破産申立てをすべきであったと思われる事件が散見されるどころ，中には，申立て前に司法書士等の専門家が関与して任意整理等がされていながら，その処理が不相当であると思われる例もある。最近では，債権者8社のうち過払金が発生していた4社については過払金請求の訴訟を提起したものの，少なくとも1社につき不当に低額な和解を成立させ，過払金が発生していなかった4社については，着手金を受領していながら2年以上も放置していたという例があった。これについては管財人と協議の上，司法書士に着手金及び報酬を全額返還させたが，各庁の実情や管財人の経験を伺いたく出題した。

(伊丹支部)

(裁判所・伊丹支部)

本問の事案について，実際の債権者数は15社あり，15社について司法書士が債務整理の依頼を受け，うち8社について過払金を回収し，残り7社について放置していた事案である。問題となった司法書士は破産事件には関与しておらず，

破産申立ては弁護士によるものであった。当該司法書士は合計275万円の過払金を回収し、着手金及び報酬の合計約100万円を受領していたが、同額を返還させたものである。

(裁判所・尼崎支部)

当支部の事例を紹介すると、破産者とその長男は、破産申立て前、その共有にかかる不動産を売却し、不動産に設定されていた抵当権の被担保債権を弁済したが、その際、破産者が取得すべき売却代金の余剰金全額を長男が取得するのを容認した事案につき、破産管財人が、破産者から破産申立てを受任した弁護士は、破産申立代理人として破産者の財産が破産管財人に引き継がれるまでの間、その財産が散逸することのないように必要な法的措置を講じる財産散逸防止義務を負っているにもかかわらず、破産者が長男に余剰金全額取得させるのを放置したと主張し、財産散逸防止義務違反の不法行為に基づく損害賠償として、破産申立代理人弁護士に対し、長男が取得した余剰金相当額の返還を求めて訴訟を提起した事案があった(同訴訟には、破産者の上記容認が破産債権者を害する行為に該当すると主張して、破産法160条1項1号の否認権を行使する請求と、破産者は破産申立代理人弁護士に対して着手金、報酬として140万円を支払ったが、そのうち30万円を超える部分は弁護士が提供した役務の簡易さに比して合理的均衡を失うから、破産債権者を害する行為に当たると主張して、160条1項1号の否認権を行使する請求も併合されていた。)

一審判決は、損害賠償請求を棄却し、否認請求を一部認容したところ、長男及び破産申立代理人弁護士が控訴し、現在大阪高裁で係属中である。

(裁判所・本庁)

2件事例を紹介する。

1件目は過払金について、申立代理人と債権者との間で不相当な任意整理(引き直し計算をしてかなり低額で和解)をしていた事案があったが、申立代理人に対して損害賠償請求はせず、当該債権者に対して否認請求をした事

案があった。なお、同請求は後日手続外で和解し、請求は取下げで終局した。

2件目は、任意整理の段階で消費者金融3社から過払金として合計約245万円を回収し、そのうち代理人報酬として合計約66万5,000円を受領していた上、破産申立着手金として別途54万円を受領していた事案があった。着手金としてはやや高額と思われたため、管財人に申立代理人と交渉してもらった結果、一部着手金を破産財団に返還してもらった事案がある。

7 最近、免責不許可とした例や、管財人において不許可相当意見を出した例があれば御教示いただきたい。

(出題趣旨)

最近、免責について慎重に判断すべきと考えられる事案が少なからず見られる。ケースとしては、高額な浪費がある場合、財産隠匿が疑われる場合など様々であり、破産者本人が十分な説明をせず、管財人の調査に協力的でないことも多い。これは、管財事件に限られず、同廃事件でも管財移行としたものがあった。

破産者の説明義務の教示、免責審尋の実施、免責のための積立て等により、今年度は免責不許可決定にまで至った例はないが、各庁の実情や管財人の経験を伺いたく出題した。

(伊丹支部)

(協議員)

1,500万円の財産を隠匿していて、起訴もされた事案があり、免責不許可の意見書を提出したことがある。

(協議員)

債権者申立ての破産事案で、破産者が手続に協力的でなく、破産者が自分の高級マンションを妻の母親に廉価な額で売却し登記を母親名義に移していたので、最終的に相当額を財団に組み入れさせたことがある。破産者は表面上では協力するような態度を取っていたが、肝心な部分で逃げたり、最初の話と違うことを言

うなど態度の豹変等があったため、最終的な管財人の意見としては免責不許可相当の意見を出した。もっとも当該事案では裁判所が免責を許可した。

(協議員)

出資法違反になるような事案で複数人にもうけ話をしてお金を受領し、そのお金を投機的な運用に利用していた事案があった。兵庫県警も捜査に入ったが、特定少数ということで刑事事件までにはならなかった。しかし、取引履歴を見ると、かなり無理のある投資をしていて、厳しいとは思ったが初めて免責不許可の意見書を出したことがある。その後、裁判所と協議して、最終的には免責許可の意見に変更し、免責が許可された。

(協議員)

過去に8件免責不許可の意見を出し、免責不許可で事件が確定した。大なり小なり破産者には浪費や賭博、あるいは過失か否かは分からないが財産が漏れていることがある。実際に免責不許可の意見を出す事案は、明確に加害意思をもって積極的に財産を隠そうとして虚偽的説明をする案件を基準にしている。

(協議員)

破産手続中に不動産の任意売却に協力するとか、管財人からの質問に対し真摯な態度で虚偽なく説明するなどして裁量免責を得るチャンスが何度かあっても、それをしない事案もあった。

(裁判所・本庁)

平成25年、同26年について調査したところ、本庁で免責不許可決定をした事例は5件あった。いずれの事件も、管財人から免責不許可相当の意見書が提出されている。

主な免責不許可事由として、財産の隠匿、浪費又は賭博その他の射幸行為、虚偽の債権者名簿の提出、裁判所や破産管財人の調査に対する協力義務違反や説明義務違反などが挙げられる。

(裁判所・尼崎支部)

平成26年に管財人から免責不許可の意見が提出されている事例は4件あった。

1件目は、最終的に管財人から免責不許可の意見が提出されたが、申立代理人からの希望で親族から250万円を借り受け、破産者も毎月5万円を積み立てて、合計約300万円の裁量免責のための任意配当を実施したため、管財人も裁量免責の意見に変更し、最終的に裁判所も裁量免責とした。

2件目は、ギャンブルと浪費で合計1,100万円を費消した事案があった。当該事例は申立代理人が免責許可の申立てを取り下げたため、事件としては取り下げで終了した。

3件目は、開始決定前に1,000万円以上の浪費をし、大半を愛人に貢いでいた事案で、開始決定後も同様に友人から借金し、別の女性に貢いでいたため、最終的に免責不許可とした。

4件目は、2,200万円以上をギャンブルに費消した事案で、管財人からの免責不許可相当の意見に対し、破産者もそれを積極的に争わず、裁量免責のための積立てをして任意配当をしようとしなかったため、免責不許可とした。

(裁判所・姫路支部)

平成26年に免責不許可決定を出した事件は3件ある。このうち、1件は数千万円の株式投資による浪費で、残り2件は管財人に対する説明義務違反の事例であった。この2件の具体的な事例は、高額な金員の使途につき虚偽の説明を行い、最後まで事実を明らかにしなかった事例と、否認権行使の必要性を検討するに当たって管財人が説明を求めても応じず、更に破産手続中に無断で居所を変えて連絡を取るのが困難な状況になったという事例である。なお、紹介した3件の事例では管財人から免責不許可相当意見が提出されていた。

(協議員)

出題趣旨に記載されている免責のための積立ての期間や金額等が分かれば教えていただきたい。

(裁判所・伊丹支部)

当支部の事例でいえば、積立期間は半年程度で、金額も20万円程度である。最終的に管財人において破産者を指導したということで報酬になった事例もある。

(裁判所・尼崎支部)

当支部でも積立期間は半年程度と考えている。ただし、当支部では財団組入をさせておらず、申立代理人において積立てをさせて債権者に任意に配当していただいている。

8 大型事件、複雑困難な管財事件を処理できる管財人の育成について

現在、若手弁護士の育成については、弁護士会と裁判所との間で協議を行っているが、大型事件、複雑困難な管財事件について処理できる管財人の育成についても意見交換を行いたい。

(弁護士会)

(協議員)

大阪弁護士会では、若手弁護士の育成だけでなく中堅弁護士に対してもステップアップの研修を実施しているようである。個人的な意見としては、大阪弁護士会で実施している研修を兵庫県弁護士会でもビデオや衛星中継などを通してステップアップ講座をすることができればと思っている。

(裁判所・尼崎支部)

若手弁護士の管財人育成と中堅の管財人によりベテラン管財人のノウハウを承継していただく課題について、昨年8月、弁護士会阪神支部に対し話をしたところ、管財人OJTプロジェクトチームを結成していただき、どのような形式にすべきか検討していただいている。この点、まずは若手弁護士の育成が先決であるとして、プランをまとめていただき、本年4月から実施することになっている。中堅以上の育成に関して現段階で検討はできていない。阪神支部の弁護士事務所は比較的規模の小さい事務所が多いが、規模の大きい事件があった場合、現段階では複数の事務所に対応する方向で検討している。

(裁判所・姫路支部)

設問の大型事件等に対する育成について、当支部では従前より、段階的に担当する事案の難易度を上げるという手法をとっている。現在、当支部では、弁護士会姫路支部との間で、若手管財人OJTの実施へ向けて協議を重ねているところで本年4月より実施する方向で検討している。OJTについては、事件の有無によるところが大きいものの、随時、担当事件の難易度をあげて、より複雑困難な事件等を担当してもらうことで育成を図りたいと考えている。なお、その若手管財人の育成の手法としては、若手弁護士を管財人に、指導する弁護士を管財人代理に選任することを考えているが、次のステップとして、指導する弁護士を管財人に選任し、若手弁護士を管財人代理とするのも有効な手法として提案することもあり得ると考える。

(裁判所・本庁)

現在、若手管財人の育成については、管財人代理の制度を用いて、中堅の弁護士による指導等を通じて、若手管財人の育成を図っていこうと裁判所と弁護士会で協議を行っており、本年4月から試験実施することになっているので、協力をよろしくお願いしたい。

続いて、大型事件、複雑困難な管財事件についてであるが、まず、多数の人手を要する大型事件については、一定規模以上の弁護士事務所に所属しているベテラン弁護士に管財人になっていただき、その事務所所属等の若手の弁護士に管財人代理として経験を積んでいただくという方法を探らざるを得ないであろう。

それ以外の大型事件及び複雑困難事件を処理できる中堅の管財人の育成のために特別な制度を設けることまでは検討していない。管財人自身において、中程度の困難な事件を処理することを通じて積極的に研さんし、ノウハウやスキルを身に付けていただくようお願いする。